

## 試薬に関連する法規制の動き（令和5年4月1日～6月30日）

ページ

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関連の改正 .....	1
2. 労働安全衛生法（安衛法）関連の改正 .....	2
3. 毒物及び劇物取締法（毒劇法）関連の改正 .....	2
4. 医薬品医療機器等法関連の改正 .....	2

### 【改正内容】

#### 1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関連の改正

##### 1-1. 「優先評価化学物質」の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第3号（令和5年4月3日付官報）により、次の6物質が「優先評価化学物質」に指定された。

通し番号	名称	整理番号
268	2, 2', 2'', 2''' - (エタン-1, 2-ジイルジニトリロ) 四酢酸のナトリウム塩	(2)-1265
269	$\alpha, \alpha'$ - [(アルキル (C=8~18, 直鎖型) アザンジイル) ビス (エタン-2, 1-ジイル (又はメチルエタン-2, 1-ジイル))] ビス { $\omega$ -ヒドロキシポリ [オキシエタン-1, 2-ジイル/オキシ (メチルエタン-1, 2-ジイル)]} (繰り返し単位の繰り返し数は1以上の整数とする。) (数平均分子量が1,000未満であるものに限る。)	(7)-60
270	{2-ヒドロキシ-N-(2-ヒドロキシエチル)-N, N-ジメチルエタン-1-アミニウムと[飽和脂肪酸 (C=10~18, 直鎖型) (又は不飽和脂肪酸 (C=18, 直鎖型))] のエステル} の塩又は {2-ヒドロキシ-N-(2-ヒドロキシプロピル)-N, N-ジメチルプロパン-1-アミニウムと[飽和脂肪酸 (C=10~18, 直鎖型) (又は不飽和脂肪酸 (C=18, 直鎖型))] のエステル} の塩	(7)-66
271	$\alpha$ - (アルキル (C=6~18)) - $\omega$ - ヒドロキシポリ [オキシエタン-1, 2-ジイル/オキシ (メチルエタン-1, 2-ジイル)] (数平均分子量が1,000未満であるものに限る。)	(7)-97
272	$\alpha$ - ヒドロ - $\omega$ - [(3-メチルブタ-3-エン-1-イル) オキシ] ポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) (繰り返し単位の繰り返し数は1以上の整数とする。) (数平均分子量が1,000未満であるものに限る。)	(7)-97
273	[ $\alpha$ - (アルカノイル (C=8~18, 直鎖型)) - $\omega$ - メトキシポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) 又は $\alpha$ - (アルケノイル (C=8~18, 直鎖型)) - $\omega$ - メトキシポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル)] (繰り返し単位の繰り返し数は1以上の整数とする。) (数平均分子量が1,000未満であるものに限る。)	(7)-141

(参照：経済産業省 [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/bulletin/yusen/bulletin\\_yusen\\_230403.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/bulletin/yusen/bulletin_yusen_230403.pdf))

## 2. 労働安全衛生法（安衛法）関連の改正

### 2-1. 「新規化学物質」の名称の公表

(1) 厚生労働省告示第217号（令和5年6月27日付官報）により、労働安全衛生法第57条の4第1項の規定に基づき届出があった「新規化学物質」の名称が148件公表された。

（通し番号 30748～30895）

（参照：厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H230627K0010.pdf>）

（参照：厚生労働省 職場のあんぜんサイト [https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/202306kag\\_new.htm](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/202306kag_new.htm)）

## 3. 毒物及び劇物取締法（毒劇法）関連の改正

### 3-1. 毒物／劇物の指定または除外

政令第193号（令和5年5月26日付官報）により、次の物質が劇物に指定、または劇物から除外された。

(1) 劇物に指定（施行日：令和5年6月1日）

① 3-アミノプロパン-1-オール及びこれを含有する製剤。ただし、3-アミノプロパン-1-オール 1%以下を含有するものを除く。

(2) 劇物から除外（施行日：令和5年5月26日）

① 四酸化二アンチモン及びこれを含有する製剤

② 「2-イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-イソブトキシエタノール 10%以下を含有するものを除く。」のうち、2-イソブトキシエタノール 15%以下を含有する製剤

（参照：厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H230526I0020.pdf>）

（参照：厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230526I0010.pdf>）

## 4. 医薬品医療機器等法関連の改正

### 4-1. 指定薬物に指定

(1) 厚生労働省令第86号（令和5年6月21日付官報）により、次の3物質が「指定薬物」に指定された。（施行日：令和5年7月1日）

	対象物質
18	N-（1-アダマンチル）-1-（4-フルオロブチル）-1 H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
86	2-（4-エトキシベンジル）-5-ニトロ-1-「2-（ピペリジン-1-イル）エチル」ベンズイミダゾール及びその塩類
105	2-（3-クロロフェニル）-3-メチルモルフォリン及びその塩類

（参照：厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H230622I0010.pdf>）

（参照：厚生労働省 [https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475\\_00041.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00041.html)）